

目的・概要

「**沖縄振興計画**」は、**沖縄振興の基本**となるものであり、これに基づく事業を推進することにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現を目指します。

なお、沖縄振興計画には**各圏域別の振興**に関する事項についても定めます。

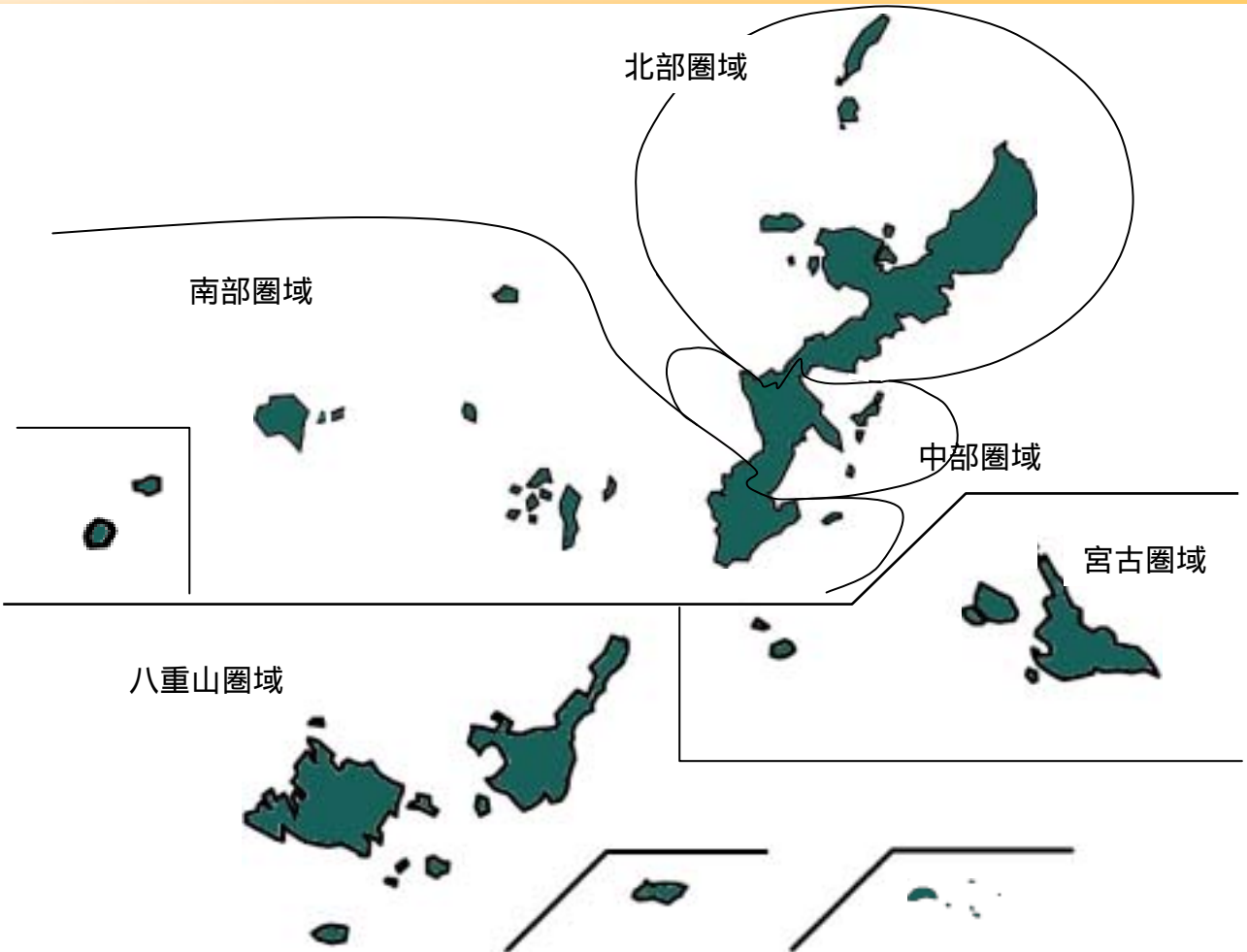
「沖縄振興計画」の内容

「**沖縄振興計画**」は、以下の事項について定めます。

- ・ 沖縄の振興の基本方針
- ・ 産業の振興
- ・ 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定
- ・ 教育及び文化の振興
- ・ 福祉の増進及び医療の確保
- ・ 科学技術の振興
- ・ 情報通信の高度化
- ・ 国際協力及び国際交流の推進
- ・ 駐留軍用地跡地の利用
- ・ 離島の振興
- ・ 環境の保全、防災、国土の保全
- ・ 社会資本の整備及び土地の利用
- ・ その他沖縄の振興に関し必要な事項

沖縄振興計画は、平成14年度を初年度として、10箇年を目途に達成されるような内容でなければなりません。

沖縄の各圏域



計画の決定及び変更

沖縄振興計画は沖縄県知事が案を作成し、内閣総理大臣が決定します。（平成14年7月10日内閣総理大臣決定。参考1「沖縄振興計画のあらまし」参照）

